|  |
| --- |
| **府有施設への電気自動車用充電設備導入事業**  **に係る連携事業者募集要領** |

大阪府（以下「府」という。）では、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、ゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等（以下「EV」という。））の普及を促進している。

EVの普及のためにはEV用充電環境の整備が不可欠であるが、府民が利用しやすい場所への設置が少ない、設置場所がわかりにくいなどの課題がある。

近年、公共施設等に充電設備を施設管理者の負担なく設置し、充電サービスを提供する事業者が確認されていることから、本事業では、これらの事業者と連携して府民が訪れる府有施設の駐車場にEV用充電設備を設置し、EV利用者の利便性を高める環境を整備するとともに、広く周知することによりZEVの普及促進につなげることを目的として、「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」を実施する。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用して、より効果的・効率的に充電設備を府有施設に設置し、運用するため、連携事業者を募集し、決定する。

１ 事業名（又は業務名）

「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」　（以下「本事業」という。）

（１）事業の目的

府では、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、2030年に「乗用車の新車販売に占めるゼロエミッション車（ZEV：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の割合を４割」などとする目標を定めてZEVの普及促進に取り組んでいる。

ZEVの普及のためにはEV用充電環境の整備が不可欠であり、公共用充電設備について、2030年度の目標を急速充電設備300か所、普通充電設備1,500基として設定し、設置を進めている。

府域の公共用充電設備は、2023年度末時点で急速充電設備299か所、普通充電設備1,259口と増加しているが、府民が利用しやすい場所への設置が少ない、設置場所がわかりにくいなどの課題がある。

近年、公共施設等に充電設備を施設管理者の負担なく設置し、充電サービスを提供する事業者が確認されていることから、本事業では、これらの事業者と連携して府民が訪れる府有施設の駐車場にEV用充電設備を設置しEV利用者の利便性を高める環境を整備するとともに、広く周知することによりZEVの普及促進につなげることを目的とする。

（２）事業の概要

　　府有施設への電気自動車用充電設備導入事業（仕様書）のとおり。

２　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 募集開始 | 令和６年10月31日（木） |
| 質問受付締切 | 令和６年11月1１日（月） |
| 質問回答日 | 令和６年１１月1８日（月） |
| 応募書類提出締切 | 令和６年12月２日（月） |
| 連携協定締結 | 令和６年12月中旬以降 |
| 事業終了 | 令和17年３月31日 |

３　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で応募する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりな　お従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって協定締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による協定締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、協定締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に　掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

４ 応募の手続き

　本事業の応募手続等は、以下のとおりです。

「３　応募資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

1. 募集要領の配布及び応募書類の受付

　　　ア　配布期間

　　　　　令和６年10月31日（木）から令和６年12月２日（月）まで

　　　イ　配布方法

　　　　　脱炭素・エネルギー政策課ホームページからダウンロードしてください。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kotsukankyo/haigasu/judenboshu.html>）

※窓口・郵送による配布は行いません。

ウ　受付期間

　　　　　令和６年10月31日（木）から令和６年12月２日（月）午後５時まで

エ　受付場所

　　　　　大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

　　　　　住　　所：大阪市住之江区南港北１丁目14番16号　咲洲庁舎22階

　　　　　電話番号：06-6210-9586（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

オ　提出方法

　　書類は郵送（必着）または持参で提出をお願いします。併せて電子媒体を電子メールにより、[datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)まで送信をお願いします。

電子メール送信後、必ず電話にて当課（06-6210-9586）あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後５時まで）

カ　費用の負担

　　　 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

1. 応募書類

ア　応募申込書（様式１：１部）

イ 企画書（様式２：正本１部、副本4部）

ウ　事業実績申告書（様式３：正本１部、副本4部）

エ　業務執行体制調書（様式４：正本１部、副本４部）

オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：１部）

②委任状（様式６：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式７、様式８：各１部）

キ 事業全体及び各業務のスケジュール表（様式自由：正本１部、副本4部）

[添付書類] （正本１部を提出してください。共同企業体はすべての構成員分を提出してください）

ク　定款又は寄付行為の写し　（１部）　（原本証明してください。）

ケ　①法人登記簿謄本　（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書　（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明　（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　 　コ　納税証明書　（各１部）　（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

1. 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し　（１部：　最近３カ年のもの、半期決算の場合は２期分×３カ年）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の採点目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、採点の対象とならないことがあります。

５　質問の受付

　 (1)　受付期間

募集開始日から令和６年11月1１日（月）　午後５時まで

(2)　提出方法

電子メールにて受付を行います。

※電子メールアドレス：datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名に「【質問提出：府有施設への電気自動車用充電設備導入事業＜事業者名＞】」と

明記してください。

電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9586）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

質問への回答は、令和６年11月18日（月）までに脱炭素・エネルギー政策課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kotsukankyo/haigasu/judenboshu.html>）に掲示し、個別には回答しません。

６　採点の方法

(1) 採点方法

ア　以下の(2)の採点基準に基づき、府が採点を行い、最優秀事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、事業者立会いの下、抽選とします。

イ　提出のあった書類を採点基準に沿って採点します

ウ　最優秀事業者の評価点が、採点の結果、100点満点中60点以下の場合は決定しません。

なお、採点内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀事業者は特別の理由がないかぎり、協定交渉の相手方に決定します。

(2) 採点基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採点項目 | 評価の視点例 | 配分 |
| 事業の実施・継続可能性 | ・類似事業や官公庁への導入実績があるか。  ・充電設備の設置スケジュールが実施可能なスケジュールとなっているか。  ・充電設備の設置方法は具体的であるか。  ・本事業の社内体制、社外との連携体制などから、事業を継続することが可能な組織体制となっているか。  ・事業を管理する責任者を設置しているか。 | 40点 |
| 府民サービスへの配慮 | ・充電設備が府民のサービスの向上に寄与するものとなっているか。  ・利用者の利用料金は明快で廉価なものとなっているか。  ・設置予定の設備について、課金システムが複数ある等利用者が利用しやすい仕様となっているか。 | 30点 |
| 維持管理の対応 | ・維持管理の方法は具体的であるか。  ・充電設備の予約状況や過去の利用履歴など、府において確認可能な仕様となっているか。 | 15点 |
| その他当該事業の目的に資する提案 | ・環境に配慮した会社であるか。  （脱炭素経営宣言の実施、社内でのEVの導入など）  ・本事業について効果的な周知が行われるか。  ・その他、当該事業の目的である「府民・事業者におけるEVの普及促進」に資する優れた提案はあるか。 | 15点 |
| 合計 | | 100点 |

(3) 採点結果

　ア　協定交渉の相手方が決定した後、採点結果は決定に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下項目を脱炭素・エネルギー政策課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kotsukankyo/haigasu/judenboshu.html）において公表します。

ただし、応募者が２者であった場合、次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀事業者及び協定交渉の相手方と評価点

② 全応募者の名称　＊申込順

③ 全応募者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀事業者の決定理由

⑤ その他（最優秀事業者と協定交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 採点対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、採点の対象から除外します。

　　ア　他の応募者と応募の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　イ　事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募の内容を意図的に開示すること。

　　ウ　応募書類に虚偽の記載を行うこと。

エ　その他採点結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**７　協定の手続きについて**

1. 協定交渉の相手方に選定された者と府との間で協議を行い、協定を締結します。
2. 協定に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式８）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、府は協定を締結しません。
3. 協定交渉の相手方が、協定交渉の相手方として決定した日から協定締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、協定を締結しません。
4. 協定交渉の相手方が、協定交渉の相手方として決定した日から協定締結の日までの間において次のア又はイのいずれかに該当したときは、協定を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

**８　その他**

応募にあたっては、募集要領、仕様書等を熟読し遵守してください。